

ろう運動における「障害の社会モデル」

ろう運動の中における「障害の社会モデル」の指摘

このところ手話関係の集中学習をしていたら、日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.6 特集:手話の歴史2』文理閣 2018 (たわしの読書メモ、ブログ479) の田中美郷さんの文の中で、「東京にはbilingual/bicultural教育を標榜する聾学校が2008年に設立されました。またこの年には国連で障害者権利条約が発行し、ここで「手話は言語」と定義されました。／この意義は非常に大きく、日本手話研究所などはこれをもって「聴覚障害は医学モデルから社会モデルへ変わった」と主張していますが、この主張には私も諸手を挙げて賛成です。」9-10P、とありました。

その「聾学校」というのは「明晴学園」ですが、その前身に「龍の子学園」というフリースクールの実践があり、それは、1995年に出された「ろう文化宣言」の内容を受けて作られたのです。だから、「明晴」をいうのなら、もっと遡って「「ろう文化宣言」をもって」となります。ただ、「ろう文化宣言」は、「わたしたちの問題は、障害者の問題というよりは、言語保障がなされない民族問題」というように押さえたのです。言語の違いによる情報・コミュニケーション障害として押さえたのですが、ここでいう‘障害者’とは実は、医学モデルの「障害」であり「障害者」です。このことは、ろう者の中では、「わたしたちは障害者ではない」という言い方をされていた歴史の中で出てきたのです。確かに、民族問題で言語の違いによるコミュニケーション障害も社会的障壁です。これまでの障害規定、すなわち障害の医学モデルでは障害規定されていなかったのです。ところが、障壁の問題と押さえると、「障害の社会モデル」的のところとリンクしていくのです。ですが、他の「障害者」はそのまま医学モデルのままでいいのか、という問題が出てくるのです。これは、長瀬修さんが「障害者はキズモノか、医学モデル、文化・言語モデル、社会モデル」という文を、『日本手話学会 会報』No. 53 に書き、わたしも「ろう者の問題=民族問題??」で書いたことでした。<http://www.taica.info/rmmmkl.pdf> (註1)。

もうひとつ、「ろう文化宣言」と「障害の社会モデル」との関係で押さえておくべき事は、イギリス障害学の障害規定を、「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」とわたしはまとめていますが、実は障害の二つの型、排除型と抑圧型の、排除型しか問題にしていません。ここは「障壁と抑圧である」と書くところだったのです。「ろう文化宣言」は、口話主義などで聴者に合わせることを要求されてきた歴史を抑圧のひとつの型である同化の問題としてはっきり突き出しています。それはDPIの関係文書でも、イギリス障害学の「社会モデル」に対して、抑圧の問題を抜け落としているという指摘が出ていました。

さて、「障害者」当事者から、イギリス発の「障害の社会モデル」とは別に、車椅子の「障害者」から、「バリアフリーになったらわたしたちは「障害者」でなくなる」とか、旭川訴訟の原告から「歩ける人にはなかなかわかってもらえないかもしれませんが、私は生まれた

時からずっと這ったり、車イスに乗っているの、これが当たり前になっているので自分の体を「障害」だと思ったことはありません。私にとって「障害」なのは、私のような人が使いにくい施設や道路などと、私にできないことがあったとき、そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえないことなのです。その「障害」をなくしていくのには、みんなと一緒にいるしかないと思います。」(「北海道・障害児普通学級入級訴訟」原告陳述書1 古川清治『原則統合を求めて「北海道・障害児普通学級入級訴訟」を再考する』千書房・所収)

要するに、「ろう文化宣言」は、自分たちの問題を言語の障壁一言語保障の問題として、突き出しました。それは、「障害の社会モデル」の情報・コミュニケーション保障の問題につながっているのですが、他の「障害者」のことは、医学モデル「障害」の枠にとどめるというダブルスタンダード(二重基準)になっています。勿論、その時代は、「障害の社会モデル」という考えが広まっていたわけではなく、わたしが最初に「社会モデル」を知ったのも、「ろう文化宣言」に関する長瀬さんのその文書を通じてです。今の時点からとらえ返すとそうだったというだけの話です。

ろう運動では、障害問題の情報・コミュニケーション保障の問題でやっていくのか、あくまで言語保障の言語通訳の問題としてやっつけていくのかというところで、混乱を来しています。それは、今回、冒頭の日本手話研究所編『手話・言語・コミュニケーション No.6 特集:手話の歴史2』文理閣 2018で、北海道と札幌市の手話言語条例と情報・コミュニケーション保障条例のからみで、他の「障害者」から、手話言語条例を先に作るということへの異論が出て、同時に作る、先に情報・コミュニケーション保障条例に作るという話になったのは、まさに情報・コミュニケーション障害ということに乗り遅れない、ということでの他の「障害者」の「障害の社会モデル」からする要求なのです。当人達にそういう意識性があったかは、別です。第三者的にみるという話です。もっとも、言語保障の要求も幅広い意味での「障害の社会モデル」なのです。こちらはアイヌのひとたちのアイヌ語を日本の言語と認めさせる運動とリンクしています。どちらも「障害の社会モデル」の情報・コミュニケーション障害というところからとらえ返せるのですが、ろう協会の方が、他の「障害者」の要求を、「社会モデル」からする要求としてきちんと押さえきれない中で、どちらを先にするかということでの混乱がおきたのではないのでしょうか? 言語保障も、情報・コミュニケーション保障のひとつなのです。「社会モデル」では、「「障害」別」ということは、「障害別」というとらえかたになります。すなわち、従来の、「全身性身体障害」「聴覚障害」「視覚障害」「内部障害」「精神障害」「発達障害」・・・という分類をするのではなく、その存在を無視されることによって生じる障害/交通における障壁による障害/生きるに必要な手段が遮断されることによる障害/コミュニケーション障害/情報障害/「美意識」を巡る障害/関係性の障害/標準化による障害・・・(註2)と書き換えることです。

そこで、統一すれば良かったのですが、そもそも情報保障の問題がなぜか、抜け落ちて「意思疎通」というコミュニケーション保障の問題に狭められているので(たぶん、情報保障ということでは他の当事者団体と調整がつかなかったか、また今の政権は、「情報隠蔽・改ざ

んを繰り返して、情報保障を出すと、条例・法案が通らなくなるという判断もあったのかもしれませんが)、余計問題がこじれたのです。

「障害の社会モデル」の混乱

さて、一時期障害の医学モデルという意味で、「障害」概念が広がっていました。たとえば、今日、LGBTと言われているひとたちも、「性同一性障害」と規定が出てきていました。そこで、LGBTを病的にとらえることの批判が出て、「障害」と規定されることを拒否が起きたのですが、逆に「障害の社会モデル」の立場からすると障害なのです。これは「社会モデル」でいうと障害は、「被障害」ということになると思えば問題ははっきりすると思います(註3)。

この障害概念は、もっと広がります。保育や介護に人手がないというところでの問題も、外国人労働者枠をひろげたことによる、これから多量に起きてくる言語の壁も、みな「社会モデル」の意味において、障害なのです。

実は、混乱の元には、そもそも「障害の社会モデル」を巡る混乱があります。

「障がい者制度改革推進会議」が開かれ、その中でも「障害の社会モデル」が議論にあがっていました。ところが、それできちんと「障害の社会モデル」がとらえられていなかったのです。これはそもそも、「障害者権利条約」の批准に伴う、国内法の法整備のための会議という意味をもっていました。障害の規定、モデルというのは、1981年の国際障害者年に合わせた、障害規定ICIDH(「国際障害分類」と訳されています)の中で、impairment(機能障害)-disability(能力障害)-handicap(社会的不利)という分析が出ていました。それで、これが、impairment(機能障害)があるからdisability(能力障害)があり、disability(能力障害)があるからhandicap(社会的不利)があるという、impairment(機能障害)→disability(能力障害)→handicap(社会的不利)という図式で、因果論的などころになっているという批判が出てきていました。で、イギリス障害学が、impairment(機能障害)に始まる、基底にする論を「障害の医学モデル」と押さえ批判し、impairment(機能障害)をさておくとして、かっこにくくって、それに対して「障害の社会モデル」を突き出しました(註4)。それを定式化すると「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに作った障壁である」となります(註5)。それに対して、イギリス障害学へ当事者内部から批判が起きました。最初に「社会モデル」を出したひとたちを第一世代として、それを批判したひとたちを第二世代ということで、更に第一世代サイドに新しい理論も組み込もうとして、議論は進行中です(註6)。そして、その流れと別のアメリカの公民権運動と消費者運動の流れからきたアメリカ障害学があり、その違いのポイントは「障害者」の各国語での表記の違いにはっきり現れています。アメリカ障害学の「障害者」はpersons with disabilityであり、イギリス障害学はdisabled peopleです。disableにはできないという意味があり、その意味からとらえ返すと、アメリカ語は「できないことをもっているひとびと」イギリス語は「できなくさせられているひとびと」になります。そういう議論とその決着が着かない中で、ICIDHの障害規定の見直しの議論が、ICIDH-2の作成議論として進みました。それ

が ICF (国際生活機能分類) としてまとめられ、それを元にして「障害者権利条約」の議論も始まりました。で、そこでの英語は persons with disability になっていました。それは、イギリス発の「社会モデル」を推進しようとしていた立場からすると、最初からボタンの掛け違いが起きていたのです。普通条約は言葉の定義から始まるのですが、結局、「権利条約」は障害の規定をしていたら話がまとまらないとして、「障害」や「障害者」の定義もしないまま、でき上がっています。その混乱の中で作られた「障害者権利条約」批准のための国内法の整備のためにと、「障がい者制度改革推進会議」が召集され、議論がなされていたのです。「社会モデル」の話をするひと、ほとんどその混乱の中にいます。そもそもその混乱的情况をきちんとときほぐしていかないとと思っています。「障害者福祉」やこれからの社会のありかたも含め、根底的問題がそこにあるとわたしは考えています。それとは、別に今ある「権利条約」をどう使っていくのかというところでの議論があり、手話のことでは、「手話は言語である」という規定がそこにあるから使えるとして、またキーワードになっている、「合理的配慮」にしても一定使えるという話で使っていこうという話になっています。全日ろう連で、パンフも作られています。この「合理的配慮」は両刃の剣でもあるのですが。

「障害の社会モデル」の現状

結局、改定された「障害者基本法」「障害者雇用促進法」、新たに制定された「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の障害規定をみると、そこでの「障害」「障害者」ということばを読んでいたなら、ざっと見ただけですが、全部医学モデルになっているのです(註7)。「社会モデル」的障害は「障壁」という言葉に置き換えられています。「障害の社会モデル」ならず、「障壁の社会モデル」なのです。そもそも障壁は「社会参加」の障壁なので、「社会モデル」になるのは当たり前です。このあたりのごまかしが、日本の法規の「障害の社会モデル」の内容です(当人たちにごまかしているという意識は無く、論理的に整理できていないだけだと思っています)。それで「障害者福祉」を進めようとするのですから、従来の医学モデルの枠組みから来る、「障害者が障害をもっていて、そのかわいそうなひとを助けてあげる」という「恩恵としての福祉」の枠組みから脱し得ません。そこに人権論を継ぎ足しても、根本的には変わりません。これは、「障害者が障害をもっている」というとらえかたは、今の社会を支えている「個々人が能力をもっている」というとらえ方からとリンクしている、実体一属性という近代知の世界観から来ていることなのです。このあたりの「能力を個人がもっている」というとらえ方へのわたしの批判は、竹内章郎さんの『いのちの平等論』(ブログ108に読書メモ)と共鳴しています。ちなみに、ICFが突き出した、医学モデルと「社会モデル」の「統合」、ということや、「相互作用」(註8)という概念の批判が必要になっています(註9)。もうひとつ書いておけば、これらのことは、そもそも「障害の社会モデル」的なことを一部導入するときに、「障害」ということばに代えて「障壁」という言葉を使って、二つの言葉を併記していることに、日本の「障害者権利条約」を巡る(改正)法規が、その「統合」になっていないことは明らかだし、総体的・相対的に相も変わらず、医学モデルで福祉政策が進められ、運動側も「障害」別で分断されていることに明らかです。

そもそも他の国の法規でも、実際「社会モデル」はとりいれられていません。相も変わらず「医学モデル」です。資本主義社会であるかぎり、「障害の社会モデル」をとり入れることはできません。それは「個人が能力をもっている」という資本主義の原理をつきくずすことであるからです。だから、イギリス発の「障害の社会モデル」はパラダイム転換の内容をもっているという言及も現れていたのです（註10）。

「障害の社会モデル」を巡るこれからの課題

だいぶ、表題から離れてしまいましたが、表題にもどって「障害の社会モデル」を巡るこれからの課題について書いておきます。

全日ろう連が進めている「情報・コミュニケーション保障法」の制定運動は、当然、言語の障壁という障害や、コミュニケーションに介助を必要とするひとや、そして、現行の政権下で進む、情報隠蔽や歪曲・かいざんなどで一緒に被害を被っているすべての民衆を対象にした、情報・コミュニケーション保障法になるのだと思います。

このような意味も含めて、障害というところで、要求することがはっきりしている「障害者」の立場が、浮き上がります。それで、「障害者」が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である。」という標語も生きてくるのです。

具体的なことをもう少し書いておきますが、参政権ということで、国会の審議には、本会議・各種委員会をインターネット中継しています。それに、手話や字幕が付いていないのです。そして、多くの政党の街頭演説や集会にも手話がついていません。これは法律的に言えば、基本的人権のひとつである、参政権の侵害です。その侵害状況を放置している中で、今日のアベ政治の情報隠蔽や歪曲・かいざんが起きているのです。だから、もっと総体的にとらえ返した、「情報・コミュニケーション保障」という概念がいまこそ必要になっているのです。勿論、政権交代や社会変革にすべての力をという方針は出ません。ですから、現実に行えることからというところで、現実的に、中・長期的に、更に根本的解決のためにというところの方針を設定していくことが必要です。ですが、今、現実的にということばかりにとらわれて、「中・長期的に、更に根本的解決のために」ということが抜け落ちているのです。そのあたりを、きちんと据えていくためにも、「障害の社会モデル」のとらえ返しが今こそ必要になっているのです。共に、議論し研究していくひとが出てきて欲しいと願っています。

註

1 その後で、「ろう文化宣言」の著者2人の連名で、「ろう文化宣言以後」という文も出ていて、それに対して、「ろう文化宣言以後」の以後 <http://www.taica.info/rbsiil.pdf> という文をわたしが対話を求めて書きました。実は「以後」は長瀬さんの文に対する応答という内容をもっていたようなのです。イギリス障害学の「社会モデル」の紹介者のひとりであった長瀬さんは、実は、「以後」が出たころには、イギリス障害学の第二世代の第一世代への批判を受けて、自身も第一世代の「社会モデル」の批判を始めていました。だから、「以

後」が出された当時、全面的に評価していたようです。わたしは、むしろ第一世代の基本的支持者で、第二世代への反批判から、障害の関係モデルへの転換を提起しています。詳しいことはわたしの本の本とそれに続く、文を読んで下さい 三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010、その後「『反障害原論』への補説的断章」というところで、文を書き連ねています。

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3/c>

手話の語彙からとらえ返した「障害の社会モデル」のとらえ返した文があります。読んでみてください。<http://www.taica.info/dis-chang.pdf>

2 これも『反障害原論』に書いたことですが、もう少し整理していく必要を感じています。

3 わたしは一時期、「障害者」ということばに代えて、「被障害者」ということばを使っていたという提起をしていたときがありました。これは「社会モデル」では、そうなるという話で、わたしが関係モデルを突き出したとき、「障害者」という表記にらせん的に回帰して、代えました。

4 この「かっこにくくる」ということは、現象学派のエポケーという手法に通じるのではないかと思います。当人達にそういう自覚的意識があったかは、定かではありません。第三者的に見てそうになっていた、という話です。

5 わたしは、これは差別の排除型の差別を問題にしているけれど、もうひとつの同化という差別を押しえていないとして、障壁の後に、「障壁と抑圧である。」と書き足しています。実は、「ろう文化宣言」は、抑圧型の差別のひとつの「同化」を、「口話主義が同化であった」として押しえています。

6 「ポスト構造主義」とか「構築主義」とかいう流れの哲学の「脱構築論」から、第二世代の批判もでてきています。

7 一度、総洗い出しをしてみようとしたときがあったのですが、わたしには時間がありません。これは障害学をやっている誰かにやって欲しいと願っています。

8 これはシンボリック相互作用論というのがアメリカ発の社会学にあるのですが、そこから来ているのではないかとわたしは推測しています。このあたり、シンボリック相互作用論の学習が必要になっているのですが、そこまでわたしの学習は広げられません。「相互作用論」は相互の項を実体化しているという廣松さんの批判に共鳴しています。（わたしが論形成に多大な影響を受けた廣松さんは、実体化を止揚することとして相作論的世界観を突き出しています。廣松さんの論を説明していくと、本何冊にもなっていくこと、そのあたりは、とりあえず読み飛ばしてください。わたしの最後の仕事として、廣松さんの入門的な文を書いてみたいと思っています。）

9 ちなみに、「障害の社会モデル」の「社会」も、ひととひととの関係を実体化しているとわたしは押さえ、過渡の理論として、かぎっこ「」をつけて使っています。この実体化（実体主義）批判はイギリス障害学の第二世代の第一世代への批判への内容の一部になっているのではという思いもあります。

10 これについては、わたしは『福祉労働 121』の巻末投稿で、「パラダイム転換ということを押さえれば、地動説と天動説の統合などあり得ないように、医学モデルと「社会モデル」の統合はあり得ない」と書いたことです